

県土整備農林水産委員会会議録

I 日 時 令和7年12月15日(月)

午前9時58分開会

午前12時19分閉会

II 場 所 第2委員会室

III 出席委員

委員長	庄司 昌弘
副委員長	光澤 智樹
委員	大井 陽司
〃	安達 孝彦
〃	岡崎 信也
〃	奥野 詠子
〃	武田 慎一
〃	宮本 光明

IV 出席説明者

農林水産部

農林水産部長	津田 康志
農林水産部次長	荻浦 明希子
農林水産部次長	山森 主税
農林水産部次長	松井 伸彦
農林水産部次長	雄川 洋子

参事・農林水産企画課長

渡邊 正和

参事・市場戦略推進課長

伴 義人

参事・農産食品課長 大田 幸夫

参事・森林政策課長 磯 孝行

参事・水産漁港課長 荒木 美智子

農業経営課長 駒見 真一

農業技術課長 山崎 一浩
農村整備課長 國分 義幸
農村振興課長 上島 克幸
農林水産企画課課長（企画担当） 林 保則
農業経営課課長（団体指導検査担当） 太田 浩志
農業技術課課長（研究普及・スマート農業振興担当） 大川内康郎
農業技術課課長（畜産振興担当） 清水 康博
農村振興課課長（中山間農業振興担当） 加藤 真一
森林政策課課長（森林整備担当） 四十住 敬史
森林政策課課長（森づくり推進担当） 平野 雅治
水産漁港課課長（水産担当） 前田 経雄

土木部

土木部長 金谷 英明
理事・土木部次長 山下 章子
土木部次長 川上 孝裕
参事・建設技術企画課長 根上 幹雄
参事・道路課長 山中 久生
参事・砂防課長 松本 直樹
管理課長 吉尾 望
河川課長 若林 修
港湾課長 竹島 靖

都市計画課長 澤 徹
建築住宅課長 吉野 博行
営繕課長 中島 道長
河川課課長（開発担当） 山縣 英彦
都市計画課課長（下水道担当） 織田 大祐
都市計画課課長（新幹線・駅周辺整備担当） 高沢 秀幸
建築住宅課課長（住みよいまちづくり担当） 米澤 浩太郎
企業局
企業局長 牧野 裕亮
企業局次長・水道課長 山田 晃
参事・電気課長 森田 智之
経営管理課長 福田 聰浩
電気課課長（新エネルギー開発担当） 大野 憲保
水道課課長（機能維持推進担当） 澤田 博

V 会議に付した事件

- 1 11月定例会付託案件の審査
- 2 請願・陳情の審査
- 3 閉会中継続審査事件の申し出について
- 4 県土整備農林水産行政当面の諸問題について
- 5 行政視察について

VI 議事の経過概要

- 1 11月定例会付託案件の審査

- (1) 説明事項

庄司委員長 本定例会において本委員会に付託されました諸案件の審査に入ります。

付託されております諸案件は、お配りしてある議案付託表のとおりであります。

追加提案されました案件について、当局から説明願います。

津田農林水産部長

・11月定例会追加付議案件について

金谷土木部長

・11月定例会追加付議案件について

牧野企業局長

・11月定例会追加付議案件について

(2) 質疑・応答

庄司委員長 これより付託案件についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。——ないようですので、質疑なしと認めます。

(3) 討論

庄司委員長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。——ないようでありますので、討論なしと認めます。

(4) 採決

庄司委員長 これより、付託案件の採決に入ります。

本委員会に付託されました議案第129号令和7年度富山県一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会所管分外30件及び報告第19号地方自治法第179条による専決処分の件のうち本委員会所管分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

庄司委員長 挙手全員であります。

よって、議案第129号外30件及び報告第19号については、

原案のとおり可決、または承認すべきものと決しました。

2 請願・陳情の審査

庄司委員長 次に、請願・陳情の審査に入りますが、今回はいずれも付託されておりませんので、御了承願います。

3 閉会中継続審査事件の申し出について

庄司委員長 次に、閉会中継続審査事件の申し出の件を議題といたします。

本委員会の閉会中継続審査事件については、お手元にお配りしてある申し出案のとおり、議長に申し出たいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

庄司委員長 異議なしと認めます。

よって、お手元にお配りしてある申し出案のとおり、議長に申し出ることに決定いたしました。

4 県土整備農林水産行政当面の諸問題について

(1) 質疑・応答

大井委員

- ・富山県ゴルフ練習場シティゴルフとやまの事業廃止後の対応について

岡崎委員

- ・伏木富山港の整備と災害対策について
- ・練合宮尾線整備について
- ・ブリの今冬の傾向について

奥野委員

- ・長大橋梁の更新について
- ・農林分野における研究投資について

武田委員

- ・建設資材の実勢価格の適正な把握と積算への反映について

- ・測量など県の委託成果品の精度向上について
- ・土木技術に関する資格取得への支援の継続・拡充について
- ・除雪機械への保有に対する支援について
- ・ワンオペレーター除雪の導入について
- ・発注・施行時期のさらなる平準化について

宮本委員

- ・県産材の利用促進について
- ・県内における森林整備について

光澤委員

- ・公共工事の発注標準について
- ・測量や設計の精度向上について

庄司委員長 報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑・質問はありませんか。

大井委員 私から、富山県ゴルフ練習場シティゴルフとやまについて3問お伺いしたいと思います。

まずシティゴルフとやまの事業廃止後の対応についてお伺いいたします。

本施設は、平成3年の開業以来、長きにわたり県民の健康増進の場として親しまれてきましたが、施設の老朽化や利用客の減少などを背景に、令和7年度末をもって事業を終了することとなりました。

県有財産は県民共有の財産であり、その跡地活用は単なる資産処分にとどまらず、地域の活性化や県民サービスの向上に資するものでなければなりません。

先般実施された公募型プロポーザルにおいて、民間事業者からの提案審査が行われましたが、優先交渉権が決定されたと承知しております。募集要項においても、審査の視点として、地域の魅力向上や活性化に寄与する内容かとか、

周辺環境との調和がしっかりとくなされているかという点がございました。

そこで決定された跡地活用は、単なる収益設備ではなくて、県民の憩いの場や地域コミュニティの拠点といったこれまでの本施設が担ってきた公共的役割を継続したものになる必要があると考えます。

そこで、現在の契約の手続等の進捗とその活用が地域にとって有効なものかどうか、福田経営管理課長に御所見をお伺いいたします。

福田 経営管理課長 委員からお話がありましたように、富山県ゴルフ練習場につきましては、今年度末をもって廃止するということで、その跡地につきましては、土地を15年間の事業用定期借地権として貸し付ける条件で、利活用策を募る公募型プロポーザルを実施したところでございます。

提案募集を7月に開始しまして、10月に有識者によります審査を行ったところでございます。審査に当たりましては、委員から御指摘がありましたように、地域との関係といったところも審査項目としておりました。審査の結果、先に御報告しましたとおり、ゴルフ練習場として活用する提案がありました富山スポーツ振興株式会社を優先交渉権者として決定したところでございます。

事業者からは、シミュレーションゴルフの導入といった新しいサービスの提案や、例えばジュニアの育成強化の取組、子供向けイベントの開催、あと地域の方を招きました感謝会の開催といったような提案を頂いているところでございます。

こうした民間のノウハウ活用によりまして、サービスの質や利用者満足度の向上はもちろんのこと、地域活性化に資するようなものも期待しているところでございます。

大井 委員 私は、ゴルフはそんなに上手なほうではありません

んが、実は初めて行ったゴルフ練習場がシティゴルフとやまでして、私なりに思い出のある練習場でございます。

地域の人たちには今後しっかりと丁寧な説明が必要なのかなと思っております。例えば、騒音だとか交通渋滞がどうなのか、あとそのほかの影響がどのように出るのか、新しく入ってくださる業者は丁寧なのか、一部不安の声があるということも聞いておりますので、しっかりと引き継ぎ等々して、地域の人たちに安全・安心な場を提供してもらえればと思っておりますのでよろしくお願ひします。

それでは、次の質問に進みたいと思います。

次に、従業員の雇用と事業継承についてお伺いしたいと思います。

本施設は、平成3年から34年以上の長きにわたり県民に親しまれてきた施設であります。しかし単に設備があったからここまで長い間、皆さんに親しまれたというわけではなくて、現場で働く従業員の皆様の尽力があってこそだと考えております。

募集要項によれば、県としての事業は令和7年度をもって終了し、令和8年4月1日から新たな事業者へ土地や建物を引き渡すとなっております。ハード面は分かったのですけれども、そこで働く人の雇用継続等について記載が特にはありませんでしたので、お伺いしたいと思います。

福田 経営管理課長 委員御指摘のとおり、スムーズに事業が引き継がれることは大変重要であると認識しております。

このため、先月、企業局で音頭をとりまして、平成24年から運営を行っております現指定管理者の株式会社ホクタテと優先交渉権者、企業局の3者が集まる場を設けまして、今後整理すべき事項やスケジュールなどを共有し、役割分担や方向性などについて協議を行ったところでございます。

また、ゴルフ練習場の従業員の今後の雇用については、

今述べた株式会社ホクタテと富山スポーツ振興株式会社とで協議を行っていると聞いているところでございます。

引き続き、スムーズに事業が継承できるよう協議を進めまして、提出させていただきました議案を承認いただけましたら、優先交渉権者との正式契約を締結いたしまして、来年度早期のリニューアルオープンに向けて対応してまいりたいと考えております。

大井委員 先ほど3者が集まる場の設定とお伺いいたしました。法的に強制ができるわけではないというのは重々分かってはいるのですが、やはりスムーズな立ち上げが非常に大事なことだと思っておりますので、県が最後までしっかりと間に入って汗をかいていただければと思っております。

それでは、次に移りたいと思います。

最後は民間委託契約についてお伺いいたします。

今回のシティゴルフとやまの件もそうですけれども、設備を民間に売却あるいは土地を長期賃貸するということは、事実上完全民営化ということになると思います。こういったことは、例えば設備の老朽化や利用者減少といったことで起き得ることだとは思うのですけれども、今後、電気事業や水道事業、工業用水道事業も同様の経営判断がなされるのではないかと危惧する声も一部にございます。

そこで、企業局が担うインフラ事業は県民生活や産業活動の根幹ですが、このような民間委託をする計画が今後あるのかどうかお伺いしたいと思います。

福田経営管理課長 企業局では、これまで公営企業として効率的な事業実施によりまして、健全経営の確保を図るため、例えば、和田川浄水場の運転監視の業務や発電所の保守管理業務の一部を民間に委託したほか、県営電気の売電先の選定に当たりまして、民間事業者ならではの地産地消や企業誘致の取組を提案いただく公募型プロポーザルの実施、

富山中央駐車場への利用料金制の導入により、指定管理者自らの投資を促すことで、サービスの向上を図るといった経営の効率化や民間活力の活用というものを進めてきているところでございます。

御指摘がありましたシティゴルフとやま以外の施設や事業を民間へ移行する具体的な計画は、現状はございませんけれども、現在策定を進めております新たな企業局経営戦略の検討を受けまして、県民目線で持続可能な経営方針を検討していくこととしておりますので、この中で様々な検討等を行っていきたいと考えております。

大井委員 現時点では計画はないということを聞きまして少し安心いたしました。

なぜならば、ゴルフ練習場はどちらかというとレジャー施設であるので、経営面等々を含めて判断をなされればいいと思うのですけれども、電気や水道はそういうわけにはいかない。大切な県民のインフラを担う事業であります。例えば北海道では、外国に関係する企業が土地等々を買うというケースもありますので、電気や水道といったすごく大事なインフラ施設は、ただ赤字だから売り出すというわけにはいかないと思っておりますので、公共の切捨てとなるないように、しっかりとそこは慎重に判断いただければと思っております。

岡崎委員 私からは港湾について質疑させていただきたいと思います。

伏木富山港——伏木港、富山新港、富山港ですが、そのうちの富山港の岸壁の整備について、現状と今後の予測についてお聞かせいただきたいと思っています。

富山港における2号岸壁は、相当前から修繕をやっていますけれどもなかなか整備が進まない状況です。

以前コンビナートの防災訓練があり、港湾のソーラス内

にたまたま入る機会があったので、その際に2号岸壁の状況も少し見ておりました。かなり予算を投入して、本格的に進めている状況が見受けられて、思ったより安心したのですが、ただなかなか進まないので物流に対する影響もあると思っております。

早急な整備を引き続き国に求めていただきたいと思いますが、工事の進捗の現状と今後などについて竹島港湾課長にお聞きしたいと思います。

竹島港湾課長 富山港の2号岸壁は供用後約50年が経過し、老朽化が進んできたことから、平成25年度に国が直轄事業として着手し、これまで補正予算も活用しながら、耐震強化と併せて老朽化対策工事を鋭意進めているところです。

国では、整備に当たり2号岸壁背後の埠頭用地が狭いことから、工事期間中の荷役作業に配慮するため、岸壁延長185メートルを分割しながら工事を進めています。これまで完成した部分から順次供用開始しており、現在約100メートルの範囲を御利用いただいているところです。

2号岸壁につきましては、地域経済の発展並びに災害時における緊急物資の受入れのための重要な岸壁であり、県としては、残りの区間の早期完成に向け、さらに整備が促進されるよう今後とも機会があるごとに国に強く働きかけてまいります。

岡崎委員 残り約100メートルですが、あとどのくらいかかるんですかね。国の事業ということで、県が責任を持って答えることができないかもしれません、残りの工事について現状はどうですか。

竹島港湾課長 国から、いつまでに完成するという回答は頂いておりませんが、現状、約6割程度は完成している状況だと認識しております。作業期間がなかなか短いということもあります、時間がかかっているという御指摘は私ど

そもそも分かっておりますので、国に早く仕上げていただけるようお願いしているところであります。ただ、あとどれくらいかと言われるとなかなかお答えできないところでございます。

岡崎委員 どのくらいでできるかではなくて、あと残りの4割が残っているわけですよね。4割のうち、どのくらいの進捗状況なのかということを実はお聞きしていたのですが分かりませんか。

竹島港湾課長 残り4割の進捗率がどれだけということは、申し訳ありませんが、お答えできません。

岡崎委員 国の直轄事業ではあるのですが、先ほど課長にお答えいただいたように、大変重要な役割も担っている港湾なわけなので、せめて進捗率くらいはぜひ掌握して、また情報を伝えただけないかと思っておりますのでよろしくお願いします。いろいろな事業関係者からも要望を受けており、港湾課には話をしているところです。確かに国の事業ですよ。だけど県としても重要港湾なわけですから、しっかりとその状態——どうなっているかということをせめて掌握していただきたいと思いますので、そのことをお願いして次に行きたいと思います。

港湾労働者から、災害時の対策として、防災無線等の災害の発生を周知する仕組みを早く作ってくれといった声が出ています。富山湾で地震が発生した際、津波は相当早くやって来るということがシミュレーションでも出ているわけで、できるだけ早く情報伝達について対応してほしいという旨をこの間要望しているのですが、現状について課長にお聞きします。

竹島港湾課長 地震や津波など災害の発生時において、港湾労働者が迅速に安全な場所に避難していただくことは極めて重要であり、災害の発生を伝達する手段の一つとして、

防災無線も有効と考えております。

富山港周辺では、東側の居住エリアに富山市の防災無線が設置されており、災害時において避難情報の伝達が可能であります。

一方で、神通川に挟まれた西側の埠頭には防災無線がなく、東側の機器からも離れていることから、避難情報が届かない状況になっており、委員御指摘のとおり、昨年港湾関係団体等から要望があったところです。

伝達手段につきましては、近年スマートフォンなどが普及し、気象警報等の情報を個人がリアルタイムに把握可能であるものの、多様な伝達手段の確保のため、現在、防災無線の設置の必要性も含め、富山市や港湾関係者と意見交換しているところであります。

岡崎委員 できるだけ急いでいただきたいと思います。おっしゃられたように、スマートフォンは確かに一つの伝達方法だと思うのですが、作業中だとなかなか見ることもできない場合もあるので、防災無線等で津波が来るぞということがはっきり伝わるように、ぜひまた対策をしていただきたいと思います。これは早急な対応が大事なのでお願いしておきたいと思います。

3点目ですが避難についてです。

避難については、今ほど言った津波の特徴があるため、避難場所に早く移動しなくてはいけない。ただ例えばいわゆるソーラスという港湾内にいると、比較的高い建物がなかつたり、屋上に上がるといったことができないらしいですね。そのため、津波の際は、例えばそこにある倉庫の屋上に上がるといったように高台の避難場所を確保しておくことが私は大変重要なのではないかと思いますが、それについて見解をお願いしたいと思います。

竹島港湾課長 県が実施しました断層型地震の津波シミュレ

ーションでは、津波が短時間で到達することが予想されており、能登半島地震では地震発生の3分後に富山港で津波の第一波を観測しました。

富山港の西側は富山港と神通川の水面に挟まれ、避難の目安となる浸水想定区域外の萩浦橋——これは国道415号の橋なのですけれども、萩浦橋まで神通川の堤防を約1.5キロメートル上流へ向かって避難することになります。ソーラスの中であっても、外であっても、それだけの距離を走らなければならぬということになります。

そのため、浸水が開始するまでの短い時間で避難することは困難ではないかと考えております。

国のガイドラインでは、津波避難施設の検討に当たっては、まずは既存の施設の活用を検討するものとされております。しかし、富山港の西側には、現在一時避難施設の候補となる施設はないものと考えております。そのため、ソーラス内外で働く労働者の安全確保には、新たに最大クラスの津波から、緊急的、一時的に避難可能な津波避難施設の整備が必要と考えております。

県といたしましては、国や港湾関係者とも調整しながら、富山港の西側における津波避難施設、いわゆる避難タワーの早期整備に取り組んでまいります。

岡崎委員 命を守るために本当にそういう施設が必要だと思っています。必ず津波が来るということではないかも知れませんが、いつ来るか分からぬということも一方ではあるので、命を守るために、できるだけ早い整備を念押ししますので、よろしくお願いします。

それでは、次に山中道路課長に練合宮尾線の整備についてお伺いします。

練合宮尾線については、東から見ての話ですが、現在、富山土木センター所管部分の整備がおおむね終了しつつあ

って、今度は高岡土木センター所管に移っていくという整備が進められておりますが、現在の事業進捗状況等についてお聞きしたいと思います。

中山道路課長 県道の練合宮尾線につきましては、富山市の四方荒屋の交差点から西に向けて約1.7キロメートル区間にについて既に供用されているところです。引き続き、その先線としまして、令和4年度から約1.2キロメートル区間の整備を富山市及び射水市内で行っているところでございます。

進捗状況でございますが、富山市側では、和合中学校付近の交差点から射水市との市境まで約400メートルあるのですが、その区間につきまして事業を実施しています。

昨年度までに、いわゆる用地測量が完了したところでございますので、用地買収の価格を地元に提示したところでございます。

今後、地元の了解が得られますれば、個別の用地交渉に入っていくと、そういう状況にございます。

射水市側でございますけれども、富山市との市境から本江北地内の県道小杉本江線まで約800メートルの区間で、これまで地元ですとか土地改良区など関係の皆さんと調整しながら、道路の詳細設計、道路を横断します排水路の設計を終えまして、現在、用地測量を行っているところでございます。

こちらにつきましても、用地測量が終われば、買収価格を地元に提示するということになっておりまして、了解が得られますれば、個別の用地交渉に入していくという形になります。

事業区間の早期完成に向けて、皆様の御理解、御協力を得ながら整備推進に努めていきたいと考えております。

岡崎委員 今ほど課長が答弁されたように、道路だけではな

くて圃場とかその圃場に関わる排水路、水路の整備もやはり必要になってくるわけです。範囲内に大規模圃場の整備なども含まれていると聞いていているのですが、その辺、生産者との調整はどのような状況なのか、分かれば教えてください。

山中道路課長 まず一般論として、優良な農地の中を突っ切っていく道路ですので、道路の設計に先立っては、当然、農業用排水路をどうするかといったところを最初に考えて地元と調整した上で、道路の設計等に入していくという形になってくるかと思います。

一部そういう圃場整備の計画があるという話はちらつと聞いてはおりまして、今後、高岡農林振興センターを通じて情報交換していきたいと考えています。

岡崎委員 おおむね良い方向でしっかりと整備をされていると。農林振興センターとうまく情報交換をしていかないとうまくいかないのではないかと少し心配していたのですが、今からやられるということで理解しました。

最後になりますが、今冬期のブリ回遊について伺います。寒ブリ宣言が待たれているところで、皆さん年末になるにつれ、報道機関を通していつ頃宣言されるか関心を持って見ているところではないかと思います。

先日行われた海底の白エビとベニズワイガニの調査については水産研究所からいろいろと報道発表があり、おおむね回復傾向にあるということでありました。

ベニズワイガニについては、地震前から比べると、相当密度が低いのではないかと記事に載っており、こうした中で、やはり水産資源をちゃんと管理していかなくてはいけないということで、非常に重要なテーマになってくるのだろうなと思っております。

ブリの回遊については、地元従事者等から、海水温が非

常に高いということで心配の声が上がっております。海水温がブリの回遊に与える影響について前田水産漁港課課長にお聞きをしたいと思います。

前田水産漁港課課長 ブリは、春から夏に日本海を北上し、津軽海峡や北海道周辺に滞留した後、12月頃から日本海を九州付近まで急速に南下する回遊を行いますが、その南下のタイミングは、おおむね生息水深における水温が14度以下に低下するときであるということが知られております。

日本海では、今年の11月下旬以降、京都府などでブリが既に漁獲されている情報があることから、水産研究所では、日本海北部に滞留していたブリの一部が既に南下し始めていると考えております。一方で、秋田県から青森県沿岸の日本海北部において、依然として水温15度以上の温かい水温の場所が広がっているということで、ブリが南下し始める水温よりも高いので、まだ多くのブリが日本海北部にいて、南下していないのではないかと考えています。

日本海におけるブリの資源状況につきましては、国の国立研究開発法人水産研究教育機構が、近年、2歳以上の資源量は高い水準にあり、日本海の中部——これは兵庫県から新潟県のことですけれども、富山湾を含めたこの日本海中部に南下してくる今漁期のブリの資源の多さは平年並みと見込んでいます。

本県におけるブリの漁獲量は、本年11月には28トンと、平年の66%にとどまっておりますが、例年12月から1月にピークを迎えるということで、今後の本格的な来遊に期待しているところです。

近年は、日本海における水温が上昇するなどの状況によりまして、以前とは異なり、北海道で多くブリが漁獲されるなど、ブリの生態にも変化が見られております。

海洋環境の変動が回遊に及ぼす影響について、調査研究

を進め、富山湾への来遊の見通しについて、より精度の高い情報を漁業者に提供できるように今後も努めてまいります。

岡崎委員 水温がやはりちょっと高いですね。私も不思議だなと思っていることがあって、今くらいになると、いわゆるガンドが魚屋さんに並ぶのですね。フクラギですね。今この時期にフクラギが並ぶというのは私の経験上あまりなくて、水温が高いからではないかと思ってならないです。そうは言っても、定置網漁業ですから、魚が来るのを待っているしかないで、早く海水温が下がってくるのを祈るばかりだと思いました。現状についてよく分かりました。

一方で、この海水温が高いという状態がひょっとしたら常態化してきているのではないかとも危惧するわけで、そういうことからすると、定置網という漁法にプラス何かを考えていかないと、なかなか従事者の皆さん的生活を支えることもできないし、魚という富山県の大事な資源が食卓に並ばないということにもなってくるのかなと思いますので、その辺のこととも検討していく時期に来たのではないかなと思います。

奥野委員 初めに長大橋梁の更新について伺います。

まず数などを確認したいと思っています。

長大橋梁ということで、基本的には100メートル以上と大きい橋ということですが、その分更新にはかなりの費用がかかると思います。

これらは県所管の分とそれから各市などで所管しているものもあると思います。それぞれ幾つあるのかということと、橋については長寿命化ということで、ちょっとずつ手を入れながらきていますけれども、一般的な耐用年数として五、六十年と言われていますが、50年を超えるような長

大橋梁は幾つあるのか確認したいと思います。

中山道路課長 県が管理しております道路法に基づく橋長100メートル以上の橋梁では、歩道橋も含めますと196橋ございます。このうち、現時点での架設後50年を経過したものは68橋となっております。

一方、県内の市町村道の橋長100メートル以上の橋梁でございますが、全国道路施設点検データベースといったものがありまして、これから機械的に算出しますと67橋でした。

そのうち、現時点での架設の50年を経過したものは21橋という結果でしたが、データベースを詳細にチェックしますと、市町村道の管理の橋は川の真ん中で管理者が二つ分かれている橋などが実はあります。例えば聖人橋という小矢部川にかかっている橋がありますが、北側が高岡市で南側が小矢部市といったようになっています。これはチェックしてみて分かりました。データベースではこれは2橋とカウントされています。同様の橋がもう1橋ありました。このような重複を考慮しますと架設後50年を経過した市町村管理の橋は19橋でございました。

奥野委員 確認です。市町村所管のものは67橋と最初おっしゃられて、うち50年以上を超えているのは実質19橋ということだと思いますけれども、分母になる67橋というのは重複がないということでよろしいでしょうか。

中山道路課長 少なくとも2橋は重複しているので、67橋ではなく65橋かもしれません。65橋よりも、もう少し少ないかも知れませんがそこまでチェックする時間がございませんでした。

奥野委員 思わず苦笑いをしてしまいましたが、橋の数については、この後精査をいただければと思っています。それで何を言いたいかというと、更新に費用がかかる長大橋梁

がこれだけたくさんあると。既に耐用年数50年を超えているものが県所管分だけでも68橋あって市町村でも19橋あると。では今後どうしていくのかというのが大変大きな課題だと認識しています。

先ほども申し上げましたが、まずは長寿命化ということで安全性を担保してきていると思いますけれども、ただ、いまでも長寿命化とはいかない。どこかで架け替え、更新ということが必要になってくると思います。

県所管の分は当然県の中で更新の計画を考えていかないといけないですし、それから市町村で持っている65橋なのか、もっと少ないのかちょっと分かりませんけれども、この部分についても今後どうするのかという議論を、私はぜひ県も交ざって検討していただきなくてはならないのではないかと思っています。

その理由の一つは、非常に費用が大きいことがあります。市がまたがっていたり、市と町でまたがっていたりする橋もあると思いますけれども、国の補助を入れても長大橋梁を市などで架け替えることができるのかどうかというのは、実質の財政規模を考えるとかなり困難なのではないかと思っています。

長大橋梁については、更新に100億円以上かかると既に試算されているものも幾つもありますが、この全てを全部架け替えるというのは、恐らく将来的に不可能なのではないかと私は考えます。

全県の道路網を考えたときに、どこに架かっている橋の必要性がより高いので更新するべきものなのか、もしくは使える間は長寿命化で使うけれども、更新段階に来るとこれは無理なのではないかなど、やはり県も入って整理する必要があると思っているのです。かつ、先ほども申し上げましたけれども、市で架け替えるというのは財政的にかな

り負担が大きいと思うので、そういうのは国の支援プラス県も何らかの支援をする必要があるのではないかと思っています。所見を伺いたいと思います。

中山道路課長 橋梁などのインフラですが、御案内のとおり、高度経済成長期に整備されたものが非常に多く、今後、急速に老朽化が進んでいくことは間違いないです。また橋梁も含めたインフラの維持管理費用の増加が見込まれるのも間違いないと思います。

また多くの市町村では、土木技術職員がいらっしゃらない、いらっしゃっても少ない、あるいは減少しているという状況にあって、体制面でも市町村レベルで長大橋梁を架け替えることがだんだん難しくなってきているのではないかという認識は持っております。

県では長寿命化修繕計画を作成し、修繕を実施して長寿命化を図ることにしていまして、これは市町村でも同様であると考えています。その上で老朽化が進んで修繕が難しくなってくる橋梁については、計画的な架け替えは必要ではないかと思います。

橋梁について市町村とどう連携しているかということですけれども、例えば橋梁の点検や補修といった技術的な研修を県の土木部職員だけではなくて市町村の技術職員にも門戸を開いて実施していますし、市町村の要望を受けて市町村の橋梁点検業務を県がまとめて発注したような事例もこれまであります。さらに、県の橋梁維持管理システムを市町村の方が希望されれば利用できるような支援もしているところです。

橋梁を計画的に架け替えていかなくてはいけないなということで、未来へつなぐ行政サービスのあり方検討会などでも議論になっておりますけれども、県では、今後どの橋を優先して架け替える、更新していくかということについ

て、例えば交通量がどうだとかそういった客観的なデータに基づいて検討を進めたいと考えておりますし、データを市町村とも共有していくといったところがまず第一歩になるのではないかなと思っております。

引き続き、今言いましたような技術研修といったことを含めて、市町村との連携や支援を通じて、橋梁の長寿命化に取り組んでいきたいと思います。

なお財政的な支援というような話もありましたが、現時点ではそのようなスキームは県としては持っておりませんので、今お話ししたような側面支援といったところを中心にやっていかざるを得ないのかなと考えています。

奥野委員 マンパワーの部分も含めて技術的支援を中心に、必要性だったり緊急性だったり優先順位も一緒に考えているということでしたが、最後言われた部分です。財政的支援についてのスキームが現在ないのは存じ上げておりますし、当然国からの補助で、橋梁を所管している自治体が架け替えを行うということになっていますけれども、ちょっと問題提起しておきたいのは、市町村の財政規模で長大橋梁を架け替えることができますかということですね。架け替えの必要性が高いけれども、当該自治体ではどうやっても財政的に更新困難だよねという事例は、この後きっと幾つもあると思います。既に50年経過している実質19橋の中でも、そういうものが既にちらほら見受けられると思っておりますし、今、財政支援のスキームがないのは十分承知をしておりますが、そういう財政的な支援の仕方についても今後検討を進めていただきたいと思っています。

例えば、今、富山市でも神通大橋の架け替えが議論になっています。いつだったかこの神通大橋の架け替えは100億円程度かかるという試算が出ていましたけれども、その後も物価や人件費は上がってきてるので、架け替えると

きはおそらく100億円は軽く超えてくると思っています。富山市の財政規模でも、国の補助をもらったとしても、この100億円を超えるような規模の長大橋梁を市単独で架け替えるというのはかなり困難なのではないかと思っています。この後、類似の事例がどんどん出てくると思いますので、早急に、どのような財政的な支援のスキームをつくっていくのかということについても検討を進めていただきたいと思います。これはお願いでとどめておきますが、課題の大きさは共有できると思いますのでぜひよく検討していただければと思います。

次に、農林水産部に伺いたいと思います。

研究投資についてはこれまでも、重要なことなのでもっと取り組めばいいよねということは申し上げてきました。

先月7日の衆議院の予算委員会において、質問者の鈴木委員が、I R R I — フィリピンにある国際稲研究所とともに連携をして高温耐性稲の研究を進めたらどうかという質問をされて、これに対して、同じく鈴木農水大臣からフィリピンにある国際稲研究所と連携をして高温耐性稲の研究開発を進めたいという答弁がありました。高温耐性稲の必要性は十分認識しているので国際稲研究所と連携しながらやりますよという趣旨だったと受け取りましたけれども、私はそのやり取りを見ながら、いや、稲の高温耐性遺伝子を国内で初めて特定したのは富山県で、この高温耐性の稲から富富富が開発をされていったわけで、こういうことに一日の長があるのは富山県のはずなのに、フィリピンの国際研究所に飛んでいってしまうのかと聞きながらちょっと残念に思っていました。

私は稲の高温耐性はこれからもっともっと重要になってくると思っています。この分野においては、本県こそが全国をリードしてきているのだということをやはりもっと広

く P R する必要があると思いますし、当然ここにもっと力を入れていくべきだと思っています。所見を伺いたいと思います。

大川内農業技術課課長 委員御紹介のとおり、富富富については、平成15年に温暖化の進行を見据えまして全国に先駆けて高温耐性品種の開発に着手したもので、試行錯誤を経て高温登熟耐性を持つ遺伝子の特定に国内で初めて成功しました。さらに当時は事例が少なかったDNAマーカーを利用した選抜というものも導入することで、通常は25年から30年と長い年月を要する開発期間が大幅に短縮されました。

県の農業研究所では、その成果を学会等で発表するとともに、高温耐性遺伝子を持つ育種素材の稻を国内各地での品種開発に御利用いただけよう、これまで希望する22道県と、国の研究機関の農研機構に配付しております。これらは先駆的でかつ国内全体の高温耐性品種の開発に寄与する取組として高く評価されておりまして、全国レベルのセミナーでの講演や事例発表の機会が多くなっております。

昨年2月にも農林水産省が米産業活性化のための意見交換会というものを開催しておりますけれども、この中でも本県が全国の公立研究機関を代表して事例発表しているほか、環境省にも注目されておりまして、昨年3月に開催された気象変動適応全国大会でも発表しております。

また、県民の皆様に向けてのP Rですが、農業研究所で毎年開催しております公開セミナーや小学生向けの夏休み子ども科学研究室などでも富富富の開発経緯等を紹介しているほか、今年10月には富山市内の高校で開催されました進路講演会で、農業研究所の研究員が富富富の開発の取組を紹介しまして、まさに本県の稻の研究は全国トップレベルなんだということを力強く講演したところです。

今後のPRですけれども、せっかく御指摘もいただいたところですので、改めて国内で初めて遺伝子を特定したことですか、本県こそが全国をリードしているということを、例えば出前県庁なども活用しながら分かりやすく周知してまいりたいと思っております。

奥野委員 ぜひやっていただきたいと思います。

富富富が誕生した経緯は研究開発時から聞いていますけれども、デビューのときにはブランド米といって登場させたので、これが全国で初めて高温耐性を持つ富山県が開発した米なのだという、この部分がちょっとスタートダッシュの時点では皆さん認識が薄かったと思うですね。私は富富富だけではなくて、富山県が持つこの研究開発の能力についてもやはり知ってほしいと思っています。

過去には優良無花粉スギ「立山 森の輝き」——花粉が少ないというだけではなくて無花粉というものを開発したのも、やはり富山が初めてだったと思います。本当に先進的な研究を行い、研究成果を今まで出してきていて、今ほど課長の答弁にもありましたけれども、その業界の中では高く評価をされているけれども、それがどこまで広がっているのかや、評価されたことで今までよりもさらに研究開発を加速できているかといったところについては、私はまだ不十分なのではないかなと思っています。それこそ様々な成果を残してきているので、本当だったら国から研究費などももっと取ってきて、研究をどんどん進めていくといった取り組みをしてほしいという希望も持っています。これからこの分野をどのように進めていこうと考えているのか部長に伺いたいと思います。

津田農林水産部長 県の農林水産総合技術センターには8つの試験研究所がございます。これは、これまでも県の施策の下支え、それから農林水産業の活性化に寄与してきたと

思っておりますが、それを取り巻く環境というのは今、大きく変わろうとしております。例えば生産現場や実用者ニーズの多様化、技術の高度化、それから研究備品の高額化などをはじめ、試験研究費や維持費の確保自体が大きな課題となっているところであります。

委員からは米の高温耐性遺伝子の特定のお話や優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の御紹介もいただきました。今後も県の試験研究機関が県内外、それから国際的にも評価されて貢献できる付加価値の高い研究成果を出すには、必要な研究費と優秀な人材の確保が大きなポイントにならうかと思っています。

それで必要な研究費の確保につきましては、これはやはりこれまでの成果や必要性などを経営管理部に訴えて協議するというのはもちろんでございますが、今ほどお話がありました総額も大きい文部科学省の科学研究費補助金、いわゆる科研費、本県では全ての試験研究機関が科研費の申請に必要な指定を受けているということもございますので、これまで以上にそれを積極的に獲得したいと思っています。

それから優秀な人材の確保につきましては、国や大学の研究機関への研究員の派遣や外部研究機関との共同研究によるレベルアップなど、研究員の資質向上に努めるというのが1点。

それから職員配置につきましては、農林水産業の場合は普及指導活動といったものと密接でございますので、行政なり普及部門とローテーションをすると。研究分野だけ回るわけではないということも多くあります。これについては現場のニーズを把握して還元するというメリットはありますが、ただ、専門性の細分化や研究技術の高度化に対応するためには、これだけではなくて必要に応じて専門性の高い外部研究員の採用も、たとえ任期付であったとしても、

どんどん進めていく必要があると考えております。

あわせまして、研究成果を生産者、技術者だけでなく広く県民、それから国内外にアピールすることが研究員のモチベーションのアップや優秀な研究員の確保といったものにつながると思いますので、その点についても進めていきたいと思っております。

奥野委員 ぜひお願ひしたいと思います。

やはり未来への投資とはこういうところも大きいと私は思っていますし、それこそ、わくわくする県政とは一体何なのかと細分化していったときに、やはりこういう研究開発の分野で新たな発見があるとか、新たな開発ができたとか、そして富山の研究が礎になって全国や世界に波及する。こんなロマンはないと思いますので、ぜひ力を入れていただきたいと思います。

最後に、この研究開発の成果の一つでもある酒米の話です。

以前も予算特別委員会などで取り上げたこともありますけれども、本県のオリジナル品種、富の香は山田錦並みの酒造適正があると聞いております。これについては、今、日本酒をどんどん輸出していますけれども、もっと付加価値を高めることができる一つのツールになるのではないかと以前から申し上げております。

ただ杜氏さんなんかに言わせると、富の香は発酵が早く、タイミングがとても難しいので扱いに手間がかかるところがあるから、使ってくれる杜氏さんが少ないなんていう話も聞いています。では、例えばもう少し扱いやすいよう改良ができないかということも一つだと思います。あと今の高級日本酒で賞を取るのはみんな山田錦使用といった感じになってしまっていて、私はちょっと面白くないなというところもあるのですが、酒米の開発から米から水から全て

富山のオリジナルだということもまた一つの価値ですし、そこに物語が生まれると思っています。特にそういうものは、輸出については大きなアドバンテージになると思っています。

富の香の普及のため、どのように取り組んでいくのか伺いたいと思います。

伴市場戦略推進課長 県内には20の酒蔵がございますが、そのうち6蔵に富の香を使用していただいております。富の香は粒が大きいといった特徴がございまして、高度な精白が可能であるということで、特別純米酒や純米大吟醸など高付加価値な日本酒が醸造されているものでございます。

特徴につきましては、本県の美しい自然を連想させるような優雅な香り、それと口当たりが柔らかいということ、あとは奥行きのあるうまみがある。こうした評価から県内の酒蔵の富の香を使用した銘柄が先日、フランスの日本酒コンクールで受賞されまして、輸出されているという事例もございます。品種育成も富山県、米作り、酒作りも当然富山県、さらには商品開発支援として富山県の食品研究所において試験醸造に至るまでの全ての工程を本県内で実施しているストーリーは、特に海外マーケットにおいて、ほかの商品と差別化する上で大きな特徴になっているかなと思っています。

一方、現在富の香を使用している酒蔵さんからは、もう少し購入したいというお話もございますけれども、五百万石などほかの酒米品種と同様、作付面積というのは減少傾向にございまして、令和7年におきましては約8ヘクタールとなっている状況でございます。今後この生産量を維持拡大していくためにも、評価が高いことであったり酒蔵から使いたいという要望があるということは、これはJAや産地としっかりと情報共有していきたいと思ってお

りますし、あとは農家支援の部分でございますけれども、国の令和8年度予算の概算要求にも酒米の安定供給を目的とした支援策が盛り込まれているということもありますので、そういうことについても引き続き努めていきたいと思っています。

県としては、富の香を使った新商品開発や、あとは海外でのプロモーションなどで販路開拓、それと県酒造組合等が行います各種イベント開催などの支援を通じまして、世界に通ずる日本酒としての普及に取り組んでまいりたいと考えております。

奥野委員 よろしくお願いします。

以前この富の香を取り上げたときには、マーケットはフランスにするべきだということを申し上げたと思います。やはりワイン文化の国では、その品種だったりどこで造っているかだったり、醸造までのストーリーというのがとても重視されています。要は味だけではなく、どこに価値を見いだすかということに、もともと価値観がすごく醸成された地域ということであるので、私はそういう海外マーケット用にこれの価値をもっと上げればいいと思っています。

今は6つの酒蔵さんに扱っていただいています。今ほど8ヘクタールしか作っていないということでしたが、こんなに希少なオリジナルブランドなのに、日本酒になったときに売られている価格帯はさして高くないですよね。これはすごくもったいないと思うのです。

確かに山田錦は、高級酒米の超一級品というブランドを確立していますから、それをどれだけ磨き上げて造った酒ですとしたら、物すごい値段がついているものがいっぱいありますよね。私は希少性からいって、富の香を使ったお酒を輸出したら今の2倍以上、何だったら3倍でも5倍でもつけても全然遜色ないくらい、いい物だと思います。そ

ういう販売戦略についても、少し県からいろいろアドバイスなどしながら進めていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

伴市場戦略推進課長 委員がおっしゃるとおり、富の香は非常に希少価値の高いお酒でございますが、一方で価格が実はそんなに高くないというものでございます。ただ今後、海外に富山のテロワールということで攻めていく中においては、やはり価格についても、ある程度いい価格帯で攻めていかないといけないということもございますので、現在醸造しております6蔵と相談しながら、価格帯もしっかりと検討していきたいと思います。

武田委員 本日は6問質問したいと思っておりますので、淡々と進めていきます。

職員の皆さんにも県産材のネームプレートをつけていただけるようになりました。本当にありがたいと思っております。これについては、ミスター県産材利用促進の宮本委員が当時座長になられて、議員提案で富山県県産材利用促進条例を策定した経緯があります。しかし、津田農水部長、残念ながらまだ1割程度しか使われていない。それはなぜか。やはり建築系の公共事業が少ないのでないかということを思っております。無理してたくさん工事を発注せよということではありませんが、やはり意識を持っていただかなければいけないということではないかなと思います。民間でも県産材を使っていこうという機運を高めていくということが私は大事だと思っていますし、それこそ先日も森林について質問させていただきましたけれども、やはり林業振興というのもとても大切だと思っております。四十住課長にもしっかりとネームプレートをつけていただいておりまして、本当にありがとうございます。これからも取組をさらに前に進めていただければと思っております。

過日、富山県建設業協会の大橋会長を筆頭に役員の皆様方が知事室に行かれた後、議長室にも寄っていかれました。当然自民党では部会でも勉強会などして、要望も頂いておられるのではないかなと思っています。

そこでおさらいといいましょうか、やはり建設産業に携わられる方が大変苦しんでおられる現状もありますので、もう一度確認のためにもお聞きしたいと思います。何度も言っておりますが、工事請負契約における単品スライド条項などもなかなか充実したようにはまだなっていないということです。それで建設資材の実勢価格の適正な把握と積算についてどのようなことを思っておられるかということです。

県の工事設計単価と実勢価格の乖離がやはり大きいということで、どうしても建設産業に携わられる方や企業の方で手出しをしなければいけないという現状がまだ続いているということです。それで、県としてこの対策をどう進めていかれるのか課長にお伺いします。

根上建設技術企画課長 県が工事発注の際に積算に用いる資材の設計単価につきましては、毎月実施しております価格調査で実勢価格を把握し、翌月には設計単価を見直しております。早期に反映するように努めています。例えば主要な資材であるH型鋼や鉄筋などの鋼材につきましては、今年4月以降5回の見直しを行っているところでございます。

このように県は発注に当たり最新の設計単価を用い、積算を行っておりますが、受注者が資材を手配するまでには時間がかかっており、タイムラグが生じます。これは県が積算を行ってから入札の手続を経て、契約をするまでには約1か月から2か月、また、受注者の方々が現場で資材を手配するには、その後さらに1か月以上後になるというこ

とで、この間に価格高騰が急激なときには、設計額との乖離が大きくなると考えられます。

このため、今委員からありました単品スライドということで、契約後に使用頻度が高いコンクリートあるいはアスファルト合材などの主要資材に価格高騰があった場合、県では工事請負契約約款に受注者からの申請により単品スライド条項を適用可能としているところでございます。この適用によりまして当初、契約時の設計単価から受注者の皆様が資材を購入した時点での価格に変更可能としております。令和6年度では23件、令和7年度では10月末時点になりますが、18件の工事で適用をしているところでございます。

今後とも最新の実勢価格の把握に努めまして、発注後においても受注者と協議の上、適切な工事価格の変更を行うなど、積算単価と実勢価格の差が小さくできるように努めてまいりたいと考えております。

武田委員 しかしながら、毎年これについて要望、提言が挙がってくるということは、なかなか打開策を見つけることができていないのではないかと思います。来年度の同じ時期に、同じような要望や提言が挙がってこないように、ぜひお願いしたいと思います。

続きまして、工事の発注図面等に利用する測量などの県委託成果品の精度向上についてであります。

これも提言、要望の中にありました。

県の設計と現場が合わないということで、もう一回測量設計をしなければいけないということあります。県はどのように設計をやっておられるのかということあります。

私も過去に経験がありますが、設計書を頂いたが斜橋であったため、このままではなかなか橋が收まらないということで、もう一回測量して図面を引き直しをするのですが、

これはコンサルに持つていけないのですね。自分たちでやらなければいけないということが非常に多くありました。

こういった測量など県の委託成果品の精度を上げていく、また適正な発注内容となるよう、現状の取組内容を問い合わせであります。建設関係団体からは、コンサルに対して罰則を設けよといった指導強化の声まで出ておりますので、その点についてもお答えをお願いします。

根上建設技術企画課長 工事の発注図面等に利用する測量や設計の委託成果品については、十分に現場の状況が反映されていないケースがあるとしまして、建設関係団体からは設計の精度を上げてほしい、あるいは今、委員が言われましたように罰則制度の導入というような意見も聞いております。

このため今年2月には、測量設計関係団体と設計精度の向上や適切な設計について意見交換を行ったところでございます。また、今年度から設計業務において受注者と発注者が現地で立ち会い、相互に設計の留意点あるいは追加調査の必要性等を確認する合同現地踏査の試行を開始しております。今年度は各土木センター事務所で2件程度、合計16件の予定をしております。これまでに8件の業務で実施しているところでございます。

合同現地踏査では、必要に応じて現地条件に精通した施工アドバイザーの参画も可能としておりまして、施工方法等の課題や留意点に関する助言を参考に、設計成果の品質向上に努めているところでございます。また、我々県職員も設計の発注者として技術研修の充実、あるいは経験豊富な職員も設計業務の打合せに同席するなど、職員の専門的知識や技術の向上に努めているところでございます。

今後とも発注者、設計者、施工者が連携、協力し、それぞれのノウハウを最大限活用しまして、円滑に工事が進め

られるように努めてまいります。

武田委員 その施工アドバイザーというのはどういう方で、どこからやってこられるのですか。

根上建設技術企画課長 各支部の建設業協会を通しまして、地元に精通された業者の方あるいは施工方法に詳しい設計コンサルの方々にアドバイザーとしてお願ひしているところでございます。

武田委員 次に、土木技術に関する資格取得への支援の継続、拡充についてであります。

県では資格取得のための講座を開催しておられまして、合格率も高くなっています。この講座の内容を少し教えていただきたいのと、私の経験でいいますと、北陸地方といいましょうか、この辺りにはなかなか受験場所がないわけであります。私の場合は名古屋まで行きました。名古屋では、朝早くの試験ということになるとどうしても1泊2日になってなかなか日帰りできない。それと学科試験と実地試験がありますが、学科試験は夏に、実地試験は秋というように2回に分けて受けなければいけなかったのですね。そうなると2回行かなければいけないと。ましてや私は実地試験に落ちてしまいましたので次にまた受験しに行かなければいけないということで、企業にも大変申し訳ない気持ちになってくるわけです。いろいろプレッシャーもあるしお金も大変かかるわけです、富山県にいると。だから交通費などの諸経費も少し手当てをしていただければと私は思うわけであります、ぜひそういったところ前向きに考えていただければと思っております。この講座の内容と併せてそのことについてもお伺いいたします。

根上建設技術企画課長 県では建設業の人材育成のため、事業者団体が行う建設企業在職者の技術力向上の取組への支

援というものを行っております。具体的には富山県建設業協会が実施する土木施工管理技士、あるいは建築施工管理技士の資格取得のための対策講座の開催費用に対しまして補助を行っております。受験するための旅費などではなくて、開設される講座に対して費用を補助しております。

今年度からは事業者団体からの要望を踏まえまして、富山県緑化造園土木協会が実施しております造園施工管理技士の対策講座の開催経費も補助対象としたところでございます。

富山県建設業協会によりますと、昨年の令和6年度に開設しました8つの対策講座がありまして、そこには179名の方が受講されまして96名が資格を取得されたということでございます。受講者の試験合格率で見ますと、例えば1級土木施工管理技士、1次試験では59%という合格率になっております。全国を見た全体の合格率でいきますと44.4%ということで、それよりは高くなっています。

そのほかにも8つの対策講座を開催しておられますが、いずれの試験においても全体の合格率は全国を上回っているという状況でございます。本講座が人材育成において有効な取組になっていると認識しております。

建設業における担い手確保あるいは育成、定着支援は喫緊の課題でありまして、インフラの長寿命化や自然災害に備えた強靭な県土づくりというものが求められている中で、資格取得の支援による人材育成は大変重要であると考えております。事業者団体からも要望等は受けております。引き続き支援に取り組んでまいりたいと考えております。

武田委員 やはり女性でも資格を取るような時代になってまいりました。それと資格がないと国土交通省からの受注もなかなかできませんし、やはり資格者がたくさんいれば、それだけたくさんの現場につけるということあります

で、またお願いしたいと思います。

4つ目の質問にいきたいと思います。

除雪機械の保有に対する支援についてでございます。

これについては昨年の安達委員長のときの委員会でも安達委員長ご自身がよく言っていた課題でございます。

特に南砺方面の除雪体制はピカ一ですねとも言われていますが、除雪する人もどんどん少なくなってきたということあります。

そこで安定的で持続可能な除雪体制の確保に向けて、除雪機械の保有、更新に係るさらなる支援が必要と考えます。山中課長におかれは何回もこういう質問を聞いておられると思いますが、まだまだ提言や要望に出てきますので改めてお答えいただければと思います。

山中道路課長 企業の機械保有や更新について、県としてはこれまでも負担軽減を図っているところでございます。具体的には業者の方が所有していらっしゃる借り上げ機械については、保険料ですかとか税金など稼働時間に關係なくかかります固定的経費については、除雪の委託経費として計上する際に、従来は変動費としていました機械損料のうち、償却費の半分を固定費とする見直しを令和2年度に行っております。

さらに少雪時における国の積算方法を準用しました除雪契約について、昨年度から利賀地区で試行的に行っております。これによりまして、降雪状況によらず必要な固定的経費を計上する見直しは進めてきたところであります。

また出先センター、事務所を通じて除雪企業が保有していらっしゃる除雪機械の故障状況などを聞き取って、老朽化が著しいような機械、維持管理が困難になった機械があれば、県が機械を新たに購入する、もしくはリースすることなどによって増強しております。これらは企業へ貸与と

いう形にさせていただいています。

今後ですけれども、来年度の体制の強化に向けて要望がありました除雪グレーダー計2台については、今年度発注したいと考えております。そのうち1台は借り上げの機械を貸与へ切り替える。1台は管理延長が増えてきたことに対して純粋に増強するというような形で対応していきたいと考えております。

武田委員 とにかく大きな負担がかかっているというのが現状です。ここを見極めて早急に機械の充実など対応をお願いしたいと思います。

関連して除雪機のワンオペについてでございます。

今年からバックモニターをつけていただけるようになって、2人体制から1人体制ということを試行的にやっていただいていると聞いております。

しかしながら、少し声が出てきたのは、例えばロータリーでいきますと、ツーオペ単価で日中除雪単価3万1,240円、夜間が4万3,670円ですが、これがワンオペになりますと日中は2万6,270円、夜間が3万3,770円ということです。下がっていくのですね。1人になると単価が下がるわけです。1人になるとどうして下げられるのかと。例えば入場料と比較すると、2人になると安くなりますけれども1人になると高くなります。除雪の場合はどうして安くなるのかということを教えていただきたいと思います。

山中道路課長 ワンオペレーター除雪を試行しているわけですけれども、除雪の単価については令和2年度から新潟県が先行してやっているのですが、そこの歩掛を参考に設定しています。

これまでの2人体制ですと1人と助手1名という形になっています。助手の方は実際に乗らないので、その分は当然なくなります。その助手1名の方の入件費相当分に代え

て機械が故障したりすることもあると思います。そういうふた緊急時に対応するために保安要員の方として、3分の1名の入件費相当分を計上しております。実態としてお二人乗っていらっしゃらないので2人分の費用というのは当然見れないものかなと考えております。

武田委員 保安要員なのですね。でも保安要員も待機する必要があるかもしれませんよね。そうなるとオペレーターと同じような時間帯で作業したり、同じ時間の使い方ではないかと思うわけです。何も新潟県に追随というか同調しなくてもいいのではないかでしょうか。

中山道路課長 除雪機械1台に1人の保安要員の方がつく必要はないのではないかと思います。緊急時も3台の機械が同時に故障するとかということは、まず考えにくいので、1人の方が何台もの機械を受け持つということになれば、それほど不都合なものでもないものかなと考えています。

武田委員 そうなると万が一3台が故障して1人で行くとなると大活躍ですよね。それでも単価を2割以上減らされていますよね。こんなに減らさなくていいのではないかと思いますが、答弁は結構ですのでもう少し充実した単価設定をお願いできればということを申し上げたいと思います。

それでバックモニターについては、12月の何日かにもう出動されたと私はお聞きしております。

バックモニターの効果だったり、これについてどのように認識しておられるのかということと、機械に対するバックモニターの充足率を併せて教えていただければ思います。

中山道路課長 バックモニターについては基本的にワンオペであれば必ずつけるということになっております。県で貸与している機械については県で設置していますし、借り上げ機械についても全部ついているということになります。

武田委員 雪が降ると予想されると県職員の方々も日直で

あつたり手当であつたり、しっかり充実したものが支給されていると思うのです。ですので建設産業に関わられる方、除雪作業に携われる方に対しても、やはり充実した手当をしてあげていただきたいというのが私の思いでありますので、よろしくお願ひします。

それでは最後です。

工事発注や施工時期のさらなる平準化ということあります。

県にも大変努力をしていただいて早期発注に御尽力をしていただいております。新年度予算が議会で可決されて、さあスタートとなつても4月1日からすぐ発注というわけにはいかないと思います。知事の決裁であつたり、いろいろなことで少しずつ遅れて、今までですと6月によく発注できるような形になりましたが、それを改善していただいて、ゴールデンウィークくらいには発注していただけていると聞いております。

県からは、約60%が第1四半期には発注しているという答えを頂いておりますが、ただ今回の提言、要望によると、まだ第1四半期には余力があるというようなことをおっしゃいますので、この点についてどのようにお考えになられるのか課長にお願いしたいと思います。

吉尾管理課長 公共事業の早期執行、特に受注者の方からの要望の強い春先の工事量の確保を図るために、これまでゼロ県債や繰越明許費の適切な設定、また余裕期間制度の導入を実施するとともに、今年度から県単独主要事業の箇所付けを一月前倒ししまして3月中に行いますなど、円滑な工事発注に努めてまいりました。その結果、春先の工事量につながります本年2月から4月までの発注額は、過去5年間で最も多い約166億円となつたところでございます。

また、事業量の確保につきましては、今議会でも国の補

正予算の効果を速やかに発現させるために、一般公共事業で約147億円の補正予算案を追加提案するとともに、昨年度より約2.5億円多い約30.9億円のゼロ県債を設定したところです。

さらに今年度につきましては、2月議会ではなくて本議会でほとんどの主要県単独事業の繰越明許費の設定を行いますなど、翌年度の早期着手に向けて現在準備を進めているところでございます。

今後とも工事の発注時期を見据えながら、設計スタッフの確保にも努めますとともに、市町村等との連携を密にして地域ごとの受注環境を把握し、工事の規模や優先度を考慮の上、工期を適切に設定しますなど、さらなる施工時期の平準化に取り組んでまいりたいと考えております。

武田委員 来年のこの時期を楽しみにしておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

宮本委員 今の武田委員とのやり取りを聞いていて、最終的には土木部も農林水産部も、予算の確保ということが非常に重要になると感じています。議長が手元でしっかりとやられると思いますので、期待したいと思っています。

もう一つ、武田委員が質問の冒頭に県産材の利用促進のことについて触れられました。ですので、私からは前段になるお話はやめまして、そのことについて質問をさせていただきたいと思っています。

県産材の利用促進に関する基本計画に基づいて、現在、森林政策課等々を含めて一生懸命、御尽力いただいていると思っています。また森林の適正な整備を行うに当たり、良質な県産材を当然供給することになるわけで、その中でとやま県産材需給情報センターの開設等々も含めて、需給のマッチング等にも非常に御尽力いただいているという認識を持っております。

森林政策課では令和5年の「木材需要と木材工業の全体の動向」というものもいろいろ出されているわけですが、それを見てみると、もちろん凸凹はあります、令和4年に比べて全体的に数量でありますとか実績が微妙に下がっているのかなという認識を持っておりまして、令和5年の木材産業実績をどのように分析しているのかということと、それと比較して、令和6年をどう見ておられるのか課長に伺いたいと思います。

磯 森林政策課長　国の調査に基づき作成された「木材需要と木材工業の動向」では、令和5年の外材を含めた本県の木材需要量は122万8,000立方メートルで対前年比95%となっており、内訳を見ると製材用材が対前年比77%、パルプ用材が対前年比97%と減少しています。チップ用材は対前年比119%と増加している状況です。

そのうち需要量の減少が著しい製材用材は、外材が11万6,000立方メートルから7万3,000立方メートルに減少したことによるもので、その原因としては令和4年2月にロシアがウクライナ侵攻を開始したことによって、建築業者や建築主が北洋材を使った製材品を敬遠したことが影響し、需要が減少したものと考えております。

また、令和6年の木材需要量は115万7,000立方メートルで対前年比94%となっており、内訳の製材、パルプ、チップ用材全てで令和5年に比べ減少している状況であります。

次に、令和5年の木材供給量は158万2,000立方メートルで対前年比81%と減少しており、内訳を見ると県産材を含む国産材供給量は15万3,000立方メートルで対前年比102%と、ほぼ横ばい状態となっています。

これは北洋材を含む外材供給量で142万9,000立方メートル、対前年比79%と減少していることによるものです。供給量が減少している原因としてはウッドショックによって

外材価格が上昇し、製材業者が外材の輸入量を減らしたからと考えております。

なお、令和6年の木材供給量については現在調査中であります。

本県での外材需要量及び供給量は徐々に減少しており、外材から国産材へ切り替える製材業者もいますが、依然として外材が占める割合は令和5年では木材需要量の80%、供給量の90%と高い状況となっています。

一方、県産材の供給量については「木材の需要と木材工業の動向」とは別に県独自で調査を行っており、令和5年度は10万5,000立方メートルで対前年比89%、これは能登半島地震の影響によって減少したものと考えています。令和6年度には11万2,000立方メートルと対前年比107%となっており、この数字については近年11万立方メートル前後で、横ばい状況となっていることが続いているという状況を反映しているものと考えています。

宮本委員 細かく述べていただきありがとうございます。

また報告書もゆっくり見させていただこうと思っています。

それで、本県の外材依存率は多分全国で3番目か4番目くらいの高い率だと思っています。海外のウッドショックやロシアの問題まで様々なことがあるにしてでも、まだまだ高い比率だなど実は感じています。ただその中でも、能登半島地震にも触れられましたけれども、私が冒頭述べたことも含めて、これからいかに県産材を利用していくかということが非常に問われていると思っております。

それで、新築住宅の1戸当たり床面積はやはり富山県は全国でも最上位、木造住宅の推移も当然高い状況になっていると思っていますが、最近の新設住宅の着工戸数のうち木造の推移と今後の県産材の需要拡大の取組についてはどのような方向になっているのか確認したいと思います。

磯 森 林 政 策 課 長 県内の木造住宅の新設着工戸数は、長引く物価高や資材高騰などから平成30年の5,406戸から徐々に減少し、令和5年は4,175戸、令和6年は過去最低の4,170戸となり、今年1月から10月までは3,417戸、対前年比93%と減少傾向に歯止めが利かない状況が続いています。

一方、住宅の柱などに利用される県産材の量は年により増減はあるものの、平成30年の2万6,000立方メートルから令和5年には3万立方メートルとなっており、増加傾向にあります。

また、県産材を用いて住宅を建築した際に支援しているとやまの木で家づくり支援事業では、平成22年度の事業開始以来、令和6年度末時点で874戸、1万9,081立方メートルの県産材が使用されております。木造住宅着工戸数が減少している中、店舗やオフィスなどの民間非住宅分野は非木造が主体であり、県産材を含めた木材利用を進める余地はまだまだあるものと考えています。

このため非住宅での民間建築物で木材利用の需要拡大を図るため、令和5年度に官民連携で富山県ウッド・チェンジ協議会を設置しました。協議会では民間建築物における木材利用の課題整理や解決策の検討、先進的な取組や木材利用に関する情報共有などを行っており、今年度は木造建築物の地震に弱いといったイメージを改善するための普及資料を作成し、施主となる民間事業者等が木材を使いやすい環境づくりに取り組んでいるところであります。

今後とも富山県ウッド・チェンジ協議会を中心として県産材の需要拡大に取り組んでまいります。

宮 本 委 員 住宅着工が少なくなっているということですが、人口減少時代に入っており、多分これからも着工件数の減少傾向は続いていくと思いますが、件数が多いか少ないかということよりも、どの程度県産材や国産材が使われてい

くのか、あるいはそれでも外材に依存するのかというところが非常に大きいと思っています。

本当は質問の中でも何割くらい県産材が使われているのかといったことも考えていたのですが、なかなかその辺の細かいデータについて、これは民間の事業主等がどこまで情報を出していくのか、どう考えるかというところもあるようすでそこまでは言いません。ただ何とか県産材を多く利用してもらうように引き続き取り組んでもらいたいという思いは持っております。

次に、これも冒頭にも触れましたけれども、とやま県産材需給情報センターによるマッチングの円滑化をどう図るかということと、やはり建築物の木材利用促進協定を掲げて進めようとしているわけですので、この制度をどのように生かして県産材の利用促進を進めるのかということについて課長にお伺いしたいと思います。

磯 森林政策課長 国では木材利用が進んでいない非住宅分野での木材利用の推進を図るため、令和3年に公共建築物等木材利用促進法を改正しました。改正では、民間事業者等が国や県などの地方公共団体と連携して木材の利用に取り組むことで、民間建築物における木材の利用を促進することを目的とする「建築物木材利用促進協定制度」が新たに創設されたところです。

本県では、この協定をこれまでに3件締結しております。協定の締結により県産材を用いた北陸初の木造中高層集合住宅の建築や銀行の内装木質化が実現したほか、南砺市桜ヶ池周辺エリアで着手されている自然体験施設において、適切に管理された森林から産出した木材であることが認証された県産材を利用した建築物が計画されるなど、この協定制度を生かして民間建築物における県産材の利用が促進されているところであります。

とやま県産材需給情報センターでは、協定を締結した事業者だけでなく、広く民間建築物等へ県産材を供給するため、建築主へ県産材の特性を生かした県産材の活用を提案し、素材生産側の出材・供給情報と製材工場等が求める県産材の需要情報を共有することでスムーズな需給調整につなげ、特に協定を締結した木造中高層住宅では、木材使用量の87%に県産材が使われました。今年度には新たに2件の協定締結が見込まれており、協定締結と併せ需給情報センターによる需給マッチングを円滑に実施し、県産材の利用促進に取り組んでまいりたいと思っております。

宮本委員 うまくマッチングしたり協定が結ばれたりということで成果が出ていると今の答弁を聞いて感じていますので、引き続きしっかりと取組を進めていただきたいと思っています。

いかに県産材を使っていくかという取組は引き続き重要だと思っています。今さら言うまでもありませんが、本県面積全体の7割弱が森林で、そのうちの3割くらいが人工林で9割ぐらいが杉と。それも9齢級くらいが9割ということで早く使っていかなくてはいけない状況がもう出てきているわけです。

他方、昭和の時代の造林のピーク時から比べると、平成の期間は1%に満たないような造林率が続いてきたと思っておりまして、さっき奥野委員からもあった優良無花粉スギ「立山 森の輝き」が出てから、その再造林が少し伸びてきていると認識はしております。だけど循環型の林業をしていくという意味で、県有林を含む民有林の主伐とか再造林、間伐といった森林整備は極めて重要だという認識はずっと持っておりますし、その辺りの事業量と予算規模について、最近どのように推移しているのか課長にお伺いしたいと思います。

四十住 森林政策課課長 今ほど宮本委員から御紹介いただきましたが、県内の民有林の人工林は建築用材に適しました41年生、9歳級以上の森林が面積で84%、それから蓄積で89%を占めております。まさに利用期を迎えております。そういうことから県ではこれまでの間伐中心の施業から主伐へと大きくシフトしまして、主伐による森林循環の加速化と持続可能な森づくりを目指すということとしております。

このようなことを背景といたしまして、お尋ねの森林整備の事業量でございますが、まず間伐でございますけれども、令和3年度は1,104ヘクタールでございました。これに対しまして令和6年度は558ヘクタール、今年度は600ヘクタールを見込んでおりますけれども、このように減少傾向でございます。

一方、主伐でございますけれども、令和3年度が73ヘクタールでございました。それに対して令和6年度96ヘクタール、今年度は98ヘクタールを見込んでいるということで増加傾向にございます。

また、この主伐の後、これも御紹介いただきました無花粉スギによりまして再造林をしていくと。持続可能な森づくりを進めるという観点から、主伐の跡地で特に林地の生産力が比較的高いとか傾斜も緩いといったような条件のよいところを選んで無花粉スギによる再造林を進めております。こちらは令和3年度以降50から60ヘクタールで推移をしております。これは苗木の供給量の問題もございまして、横ばいといったような形で推移をしているところでございます。

さらに林業生産の基盤となります林道ですとか作業道の路網、これは年間100から120キロメートル程度の整備を進めているといったところが事業量でございます。

次に、森林整備の推進に必要な予算でございますけれども、まず一番の大きな財源となっております造林公共事業でございますが、これは当初予算で約3億4,000万円を確保してきております。これに加えまして林業の成長産業化ですとか国土強靭化といったものを目的としております補正予算で約2億円から3億円を確保してきております。さらに県単独森林整備事業ですとか水と緑の森づくり事業など関係予算を加えますと、令和3年度は9億5,000万円余りでございましたけれども、令和4年度以降は11億円程度で推移をしているといったところでございます。

宮本委員 再造林については、今までのような斜面に果たしてまた再造林していくかどうかという問題があつたりしますが、いいところでいい木を育てるということと無花粉スギの供給ということは重要なと想いますので、引き続き進めていっていただきたいと思っております。

それで、こういった主伐や再造林事業は県内の森林組合等にやってもらわなくてはいけないという認識でいるのですが、この辺の作業員等の就職状況等々の推移についてお伺いしたいと思います。

平野森林政策課課長 県の森林・林業振興計画においては、森林組合さんの作業員さんをはじめとする林業の担い手について、これから本格的な利用期を迎えている県内の森林資源の循環利用を進めていくため、本県の人口がこれから減少していく中でも、令和5年度末で430名の方がおられますが、それを維持していくことを目標としております。

お伺いの県内の林業担い手の数の推移については、10年前の平成25年度末では488名の方がおられました。それが令和元年度においては430名まで減少しているところですが、その後はほぼ横ばいで推移しております、令和6年度末現在では434名という数になっています。

また、森林組合さんの作業員さんの平均年齢については、10年前の46.6歳というところから令和6年度末では50.6歳まで上昇しており、林業の現場でも高齢化が進んでいるところでございます。

また、林業の新規就業者の数について、10年前の平成25年度ですけれども、37名おられたものが令和元年度には18名までと半減してしまいました。減少傾向にありましたが、その後は増加に転じております、令和4年度には56名、5年度には37名、6年度には34名というところで何とか復活してきているところです。

一方、新規就業者の就業してから3年後の定着率というものは近年6割程度で推移しております、逆に言うと辞めていく人が4割いるということで、新規就業者の方が増えても担い手の数全体が増えることには結びつかない原因になっておりまして、やはり定着率の向上が課題だと考えております。

宮本委員 数字的にどう評価するかということですが、現場で働いていただく方の確保や定着ということについては、皆さん方の取組のおかげで、定着率は業種という言い方をすれば高いほうだと思いますし、年齢についても農業と比べると極めて若いほうではないかと思っています。

これからも林業カレッジやいろいろな取組をされていくわけであります、森林整備をより促進するためにはやはり予算の確保がまず重要だと考えますし、今後、担い手の育成だとか確保に向けてしっかりと取り組んでいく必要もありますが、新年度の予算獲得等々を含めてどのように取り組んでいかれるかお伺いしたいと思います。

平野森林政策課課長 今後、主伐や再造林によって森林整備の事業量増加が見込まれることから、まずは森林整備が計画的に実行、実施できるよう国の予算の確保に努めてまい

りたいと思っております。その上で森林整備量に対応できるよう生産性の向上ですとか、担い手数の維持がやはり喫緊の課題と考えており、県の森林・林業振興計画において令和8年度までの3年間の重点プログラムとして、これらの課題解決に向けて取り組んでいるところです。

生産性の向上については、これまでタワーヤーダによる急傾斜地での木材生産ですとか、ドローンによる苗木運搬などスマート林業機械の実証と普及、またこれらの操作研修などといったことも実施しております。タワーヤーダを用いた木材生産の実証においては、約1.3倍程度の生産性の向上が確認されたところです。

今後こうした検証結果を県内の森林組合さんをはじめ事業体に共有、普及して、機械等の導入支援も行いながら、県全体での生産性の向上に努めていきたいと考えているところです。

また、担い手対策についてですけれども、やはり就業時のミスマッチなどを軽減するためのインターンシップへの支援ですとか、高校生や大学生等向けの林業体験の開催ですとか、林業カレッジではスマート林業を中心としたカリキュラムによって、技術者の育成などに取り組んでいるところです。

今年度は新たに作業現場での仮設トイレの導入など、作業環境の改善に向けた支援、また現場作業員の方のやりがいの創出ですとか、やはり広く県民の方に林業をPRしなければいけないということで、去る11月8日に光澤委員にも来ていただきましたが、富岩運河環水公園において伐木チャンピオンシップ富山県大会を開催したところです。

新年度予算に向けては、このほか先ほど答弁させていただきましたウッド・チェンジですとか、能登半島地震からの復興も含めた4つの重点プロジェクトの最終年度である

ことから、この目標達成に向けてしっかりと進めるとともに、林業担い手の技能ですとか社会的地位が高まるような、新たな施策にも取り組んでまいりたいと考えているところです。

宮本委員 スマート林業の推進や路網の整備をはじめ、今おっしゃったこと全部含めて取組を強化していく部分がたくさんあると思いますので、引き続きしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

光澤委員 お昼を回りましたけれども、2問だけですのでもうしばらくお付き合いいただければと思います。

先ほど武田委員から先日の富山県建設業協会の皆さんからの提言書の話がありましたけれども、知事訪問後、議長室に行かれまして、その後、委員会向けとして庄司委員長宛てでしっかりと提言書を頂いておりますので、私からは副委員長としてこれも踏まえた建設業を取り巻く諸課題について2問だけ質問させていただきます。

まずは公共工事の等級別の発注の目安となる工事金額、いわゆる発注標準について伺います。

昨今の物価高騰により広範囲にわたって建設資材価格の高騰が見られ、それに伴い工事金額も高騰しています。このような情勢を踏まえ昨年12月、国は26年ぶりに公共工事の発注標準の引上げを実施しました。

県内でも例えばこれまでBランクの業者が請け負っていた工事について、工事金額が高騰することによってAランクの工事金額になってしまふ。それによって手を挙げることができないという状況もあるとお聞きをしております。このことは最近問題となっている不調、不落にもつながっているのではないかと私は考えております。

また、そういうものについて例えばBランクの金額になるように分割しているケースもあると、こういったこと

もお聞きをしておりまして、発注業務の効率化であるとか職員の業務負担軽減の観点からも、県の発注標準について検討の必要性を感じています。

一方で、等級ごとの業者数や地域ごとの偏在性があることから、様々な要素を勘案して総合的に検討する必要がある大変難しい課題であるとも考えております。

そこで県の発注状況と発注標準についてどのように認識をしているのか、吉尾管理課長に伺います。

吉尾管理課長 本県では建設工事の発注に当たりまして、工事規模に応じた施工能力を有する建設事業者を公正かつ効率的に選定するために、建設事業者の入札参加資格のランク付けとそれに応じた発注標準金額を定めておりまして、現行の基準は平成23年度から運用しております。

運用開始時からの発注状況の推移を見ますと、土木一式工事におきましてはAランクの受注割合は増加、C、Dランクでは受注割合が減少の傾向にあります。この要因としては副委員長が先ほどおっしゃいましたとおり、物価高騰による建設工事費の上昇に伴うもののほか、現場作業や発注事務の効率化などを目的とした発注ロットの拡大で、1件当たりの発注金額が増加したことも少なからず影響しているのではないかと考えております。

このため地域別のランクごとの受注実績の分析や他県状況等の情報収集を行いますなど、発注標準の見直しの必要があるかどうかも含めまして検討に着手したところでございます。今後の物価や公共工事予算の動向を注視しつつ、建設業界とも受注実績などを共有しまして、持続可能な建設業界の在り方も考慮して検討を進めていきたいと考えております。

光澤委員 価格高騰が大変大きな要因かなと思っておりまして、今、建設資材だけでなくて物価もこれからもどんどん

上がっていくのではないか、なかなか止まる見込みがないなと思っておりますので、その中で検討に着手いただいたということは大変評価すべきであり、現場にとってもありがたいことだと思っています。引き続きいろんな状況を勘案しながら検討を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、測量や設計の精度向上についてということで、先ほど武田委員からもありましたけれども、これについては本当にここ最近、たくさん声が聞こえてきておりますし、私も地元の建設業の皆さんと意見交換した際にも、やはりこのことが一番大きい声だったなということで、重ねての質問になりますけれども、改めて答弁をいただきたいと思います。

工事の発注図面などが現場状況に合致していないことにより、測量や設計図面の再作成に日数を要することがあると聞いております。再作成に日数を要することで工期にももちろん影響しますし、時間外勤務が増えたりとかいろいろなところでコストが増えて大変だという話を伺っております。そして、地元の業者の皆さんからもそういった事案が既にたくさん生じているという声も伺っております。人材不足や働き方改革が課題となっている中で、こちらが大変大きな問題となっております。

測量や設計の精度向上のため県としてどのように取り組んでいくのか、改めて根上参事・建設技術企画課長に伺います。

根上建設技術企画課長 施工業者は工事受注後、設計図面等の照査を行っております。その結果、図面と現地が異なっている場合等、測量や図面の再作成に日数を要し、その後の工事の工期が厳しくなり現場技術者の負担となっていると建設関係団体との意見交換などで聞いております。

先ほど武田委員からの質問にお答えしましたように、このために今年2月の測量設計関係団体との意見交換、あるいは今年度からの合同現地踏査の試行の開始、あるいは我々県職員の専門的知識や技術の向上にも努めているところでございます。

今後とも発注者、設計者、施工者が連携、協力しまして、それぞれノウハウを最大限に活用して円滑に工事が進められ、建設業者の働き方改革が推進されるよう努めてまいりたいと思っております。

光澤委員 答弁にありましたとおり、今年度から現地の立会いもやっておられるということで、引き続き次年度以降も、しっかりと工事が円滑に進むようにどうかよろしくお願ひいたします。

庄司委員長 ほかにありませんか。——ないようでありますので、これをもって質疑・質問を終わります。

5 行政視察について

庄司委員長 次に、閉会中の継続審査事件のための行政視察について議題といたします。

県内行政視察については、必要に応じて機動的に実施していきたいと考えております、その実施に当たっての日程調整等については、委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

庄司委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。以上で、付議事項についての審査を終わります。この際、ほかに何か御意見等はありませんか。——ないようでありますので、これをもって委員会を閉会いたします。